

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日にあ
るときは、そ
の翌日)

告示 教育職員の免許状の授与

昭和四十一年鳥取県家計調査要綱
健康保険法による保険医の登録
土地改良事業計画書等の縦覧
土地の用途廃止
道路の位置の指定
皇太子・同妃両陛下の行啓について

告示

鳥取県告示第三百四十一号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八條第一項の規定により告示する。

昭和四十一年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地
高等学校教諭二級普通免許状 昭四一高二第百二号 青山 由弘 鳥取県

鳥取県告示第三百四十二号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八條第一項の規定により告示する。

昭和四十一年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地
高等学校教諭免許状 昭四一高助第百二号 横山 進 鳥取県
第三号 佐伯 明人
第四号 野田寿恵吉

鳥取県告示第三百四十三号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十一年鳥取県家計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十一年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年鳥取県家計調査要綱

一 調査の目的 この調査は、昭和四十一年の本県における農家、林家及び漁家以外の世帯の家計収支の實際をとらえ、県民所得推計の基礎資料を得ることを目的とする。
二 調査の範囲 この調査は、本県における農家、林家及び漁家以外の世帯のうち、別に定める抽出方法によつて選定した町村の百二十世帯について行なう。

- 三 調査事項 この調査は、次の事項について行なう。
 - 一 勤労者世帯については、家計上の収支に関する事項
 - 二 勤労者以外の世帯については、家計上の支出に関する事項
 - 三 世帯員及び住居に関する事項
 - 四 調査の期間 昭和四十一年九月一日から十月三十一日までの二箇月間とする。
 - 五 調査の方法 この調査は、知事が町村長に委託して行なうものとし、三の調査事項中一及び二は被調査世帯が所定の家計簿に記入する方法で、三は調査員が被調査世帯に対して質問し、その結果を世帯票又は準調査世帯票に記入する方法で行なう。
 - 六 調査に係る書類の提出期限及び提出先
 - 一 家計簿 調査した月の翌月の十五日まで
 - 二 世帯票 二部のうち一部は十月十五日まで、一部(調査員用)は調査終了後の所定の日まで
 - 三 準調査世帯票 十月十五日まで
 - 七 結果の公表 この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。

鳥取県告示第三百四十四号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年七月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗
氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
池原 正明 鳥取市西町 鳥医 一〇〇四 昭和四十一年六月九日
鳥取県告示第三百四十五号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年七月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗
氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
平野 春雄 鳥取市東品治町二二一 鳥医 二五五 昭和四十一年六月十五日
古野 忠敬 〃 二五六 〃
鳥取県告示第三百四十六号
昭和四十一年三月二日付けで法万土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農道新設)事業については、審査の結果その計画を適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十一年七月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧期間
昭和四十一年七月五日から二十日間とする。
- 二 縦覧場所
東伯郡東伯町大字法万 法万土地改良区事務所
- 三 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十七号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年六月二十四日から用途更正した。

昭和四十一年七月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積	用 途
鳥取市山町字産水南万三、〇九二ノ二地先から三、〇九二ノ五地先まで	七二・七六平方メートル	水路敷
三、〇九四ノ一、〇九四ノ二、〇九四ノ三、〇九四ノ四、〇九四ノ五地先まで	五九・五五	〃
六地先から三、〇九五ノ五地先まで	七八・二五	〃

鳥取県告示第三百四十八号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年六月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年七月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉成四三六番地 川上 庄一	鳥取市吉成字下井原	幅員 四メートル 延長 九八・四メートル
		三三番九
		三三番七
		三三番五
		三三番三
		三三番一
		三三番九地先水路
		三三番七地先水路
		三三番五地先水路
		三三番三地先水路
		三三番一地先水路

鳥取県告示第三百四十九号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年六月二十四日から用途更正した。

昭和四十一年七月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市・同記図面下の行路について
鳥取市・同記図面下には、第8回国立公園大会に開催場とあわせて県下の事情調整のため、下記の日程により本県に開催されます。

昭和四十一年七月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

日	時	場 所
第1日 8月7日(日)	午後 3:35	山 駅 開 演
	午後 3:50	同 同 開 演
		途中停車 駅
		鳥取市 加茂 駅
	午後 4:19-30	開演
	午後 4:20	閉演

